

和歌山県白梅賞授与内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、和歌山県白梅賞規程（昭和48年和歌山県告示第955号）第4条の規定に基づき、白梅賞の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(受賞者の範囲)

第2条 受賞者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者（過去1年以内に現職で死亡した者を含む。）とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項各号に従事する者
- (2) その他これらに準ずる業務に従事する者

(受賞者の選考基準)

第3条 受賞者の選考は、次の基準によるものとする。

- (1) 社会福祉従事者でその功績が顕著で他の模範となり、原則として過去において社会福祉に関して市町村長表彰又はそれと同等の表彰を受けた者で、次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 入所施設において直接処遇に従事する者のうち入所者と起居を共にする者
その期間が10年以上

イ 入所施設において直接処遇に従事する者のうち入所者と起居を共にしない者
その期間が15年以上

ウ 入所施設においてア及びイに従事する者以外の者
その期間が25年以上

エ 通所施設において直接処遇に従事する者
その期間が15年以上

オ 通所施設において直接処遇に従事しない者
その期間が25年以上

カ 入所施設及び通所施設以外の施設（グループホーム及びこれらに準ずるものを含む。）において直接処遇に従事する者
その期間が20年以上
ただし、起居を共にする者については、その期間が15年以上

キ 入所施設及び通所施設以外の施設において直接処遇に従事しない者
その期間が25年以上

- (2) ホームヘルパー及びこれらに準ずる者でその功績が顕著で他の模範となり、原則として過去において社会福祉に関して市町村長表彰又はそれと同等の表彰を受けた者で、その期間が15年以上の者

(3) ケアマネージャー及びこれらに準ずる者でその功績が顕著で他の模範となり、原則として過去において社会福祉に関して市町村長表彰又はそれと同等の表彰を受けた者で、その期間が20年以上の者

(4) 社会福祉協議会等の福祉業務に従事する者でその功績が顕著で他の模範となり、原則として過去において社会福祉に関して市町村長表彰又はそれと同等の表彰を受けた者で、その期間が25年以上の者

(受賞候補者の推薦)

第4条 受賞候補者の推薦については、事務局から関係団体及び施設（団体の結成されていないもの）の長等に別紙調書により推薦を求めるものとする。

(庶務)

第5条 受賞者選考委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、昭和48年12月15日から施行する。

附 則

この内規は、昭和59年 8月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成 3年10月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年 6月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年 7月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年 4月 2日から施行する。

附 則

この内規は、令和 元年 7月 8日から施行する。

附 則

この内規は、令和 6年 4月 1日から施行する。